

令和2年度 鳥取県最低賃金アンケート回答結果

R2.7.31

業種	区分	規模	依頼数		回収状況		回収率(%)	
			使用者	労働者	使用者	労働者	使用者	労働者
製造業	1	1～9人	16	16	16	13	100.0	81.3
		10～29人	14	14	10	12	71.4	85.7
卸売業、小売業	2	1～9人	9	9	8	9	88.9	100.0
		10～29人	6	6	6	5	100.0	83.3
学術研究、専門・技術サービス業	3	1～9人	14	14	11	9	78.6	64.3
		10～29人	1	1	1	1	100.0	100.0
宿泊業、飲食サービス業	4	1～9人	10	10	7	6	70.0	60.0
		10～29人	5	5	2	1	40.0	20.0
生活関連サービス業、娯楽業	5	1～9人	11	11	7	5	63.6	45.5
		10～29人	4	4	3	3	75.0	75.0
医療、福祉	6	1～9人	10	10	5	6	50.0	60.0
		10～29人	5	5	5	5	100.0	100.0
サービス業(他に分類されないもの)	7	1～9人	15	15	11	8	73.3	53.3
		10～29人	0	0	0	0	-	-
小計			120	120	92	83	76.7	69.2
道路旅客運送業(の内タクシー業)		-	12	12	7	6	58.3	50.0
合計			132	132	99	89	75.0	67.4

使用者側無効回答1件含む

依頼	1～9人		10～29人		計	
	使用者	労働者	使用者	労働者	使用者	労働者
市	59	59	26	26	85	85
郡部	26	26	9	9	35	35
計	85	85	35	35	120	120

回答結果	1～9人		10～29人		計		回答率(%)	
	使用者	労働者	使用者	労働者	使用者	労働者	使用者	労働者
市	45	39	19	20	64	59	75.3	69.4
郡部	20	17	8	7	28	24	80.0	68.6
計	65	56	27	27	92	83	76.7	69.2
回答率(%)	76.5	65.9	77.1	77.1	76.7	69.2		

〔道路旅客運送業(の内タクシー業)〕

依頼	使用者	労働者
東部	4	4
西部	7	7
中部	1	1
計	12	12

回答結果	使用者	労働者	回答率(%)	
			使用者	労働者
東部	4	3	100.0	75.0
西部	3	3	42.9	42.9
中部	0	0	0.0	0.0
計	7	6	58.3	50.0



## 令和2年度 鳥取県最低賃金に関するアンケート結果(使用者)

R2.7.31

問1 今年賃金改定を行いましたか

はい	39	40%
いいえ	57	58%
無回答	2	2%
合計	98	100%

賃金改定を行ったと回答した使用者のうち

賃上げした	39	100%
賃下げした	0	0%
無回答	0	0%
合計	39	100%

賃金改定を行わなかったと回答した使用者のうち

今後改定を予定している	13	23%
今後改定を予定していない	32	56%
検討・未定	2	4%
無回答	10	18%
合計	57	100%

問1-2 賃金改定への新型コロナウイルス感染症の影響について

ある	30	31%
ない	50	51%
無回答	18	18%
合計	98	100%

問2 最近3年間の改定状況について

	平成29年		平成30年		令和元年	
賃上げ	46	47%	48	49%	49	50%
賃下げ	0	0%	0	0%	0	0%
改定していない	38	39%	39	40%	41	42%
無回答	14	14%	11	11%	8	8%
合計	98	100%	98	100%	98	100%

問3 業況への新型コロナウイルス感染症の影響について

ある	70	71%
ない	23	23%
無回答	5	5%
合計	98	100%

問4 今年上半期の業況は昨年下半年と比較して

上昇	6	6%
変わらない	20	20%
下降	68	69%
わからない	0	0%
無回答	4	4%
合計	98	100%

問5 今年下半期の業況は今年上半期と比較して

上昇	9	9%
変わらない	29	30%
下降	51	52%
わからない	5	5%
無回答	4	4%
合計	98	100%

問5 下請事業者への業務の発注について  
昨年6月以降の発注単価の変動について

下請に発注していない	10	
下請に発注している	8	100%
変動あり(上がった)	1	13%
変動あり(下がった)	0	0%
変動あり(無回答)	0	0%
変動なし	7	88%
無回答	8	
合計	26	

製造業のみの回答

過去5年間の下請との取引条件の変更について

変更なし	8	100%
変更した	0	0%
無回答	0	0%
合計	8	100%

問6 他の業者からの下請の受注について  
昨年6月以降の受注単価の変動について

業務の下請負を行っていない	7	
業務の下請負を行っている	12	100%
変動あり(上がった)	2	17%
変動あり(下がった)	1	8%
変動あり(無回答)	0	0%
変動なし	9	75%
無回答	7	
合計	26	

製造業のみの回答

過去5年間の発注者との取引条件の変更について

変更なし	12	100%
変更あり	0	0%
無回答	0	0%
合計	12	100%

問7 鳥取県最低賃金が定められていることについて

知っていた	95	97%
知らなかった	1	1%
無回答	2	2%
合計	98	100%

「鳥取県最低賃金」の金額について

知っていた	87	92%
知らなかった	8	8%
無回答	0	0%
合計	95	100%

知っていたと回答した使用者のうち、知った媒体は(複数回答)

テレビ	21	14%
ラジオ	2	1%
新聞	23	16%
市町村広報誌	23	16%
ポスター	17	12%
インターネットHP	24	16%
会合	4	3%
商工会等の会報誌	20	14%
その他	12	8%
合計	146	100%

知っていたと回答した使用者のうち、知った媒体は(複数回答)

テレビ	19	13%
ラジオ	2	1%
新聞	22	15%
市町村広報誌	21	15%
ポスター	17	12%
インターネットHP	24	17%
会合	4	3%
商工会等の会報誌	21	15%
その他	12	8%
合計	142	100%

問8 「鳥取県最低賃金」の改正についてどう思われま

改正するべき	36	37%
改正する必要はない	49	50%
分からない	2	2%
どちらともいえない	0	0%
無回答	11	11%
合計	98	100%

問9 改正すべきと答えた使用者が適当と回答した金額

600円	1	3%
750円	1	3%
800円	12	33%
810円	1	3%
820円	2	6%
850円	10	28%
890円	1	3%
900円	6	17%
1000円	1	3%
無回答	1	3%
合計	36	100%

問10 タクシー運転手の基本給の形態は主としてどれですか。

固定給 + 歩合給	4	57%
完全歩合給	3	43%
固定給のみ	0	0%
無回答	0	0%
合計	7	100%

歩合給制で最低賃金を定めている場合、その定めを明文化していますか

明文化している	4	57%
明文化していない	0	0%
無回答	3	43%
合計	7	100%

問11 最低賃金の引き上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援策があることについて

知っており活用した	5	5%
知っていたが活用しなかった	35	36%
知っていた(活用状況無回答)	7	7%
知らなかった	43	44%
無回答	8	8%
合計	98	100%

令和2年度 鳥取県最低賃金に関するアンケート結果(使用者)

番 整 号 理	区 分	業 種 内 容	規 模 1:1~9人 2:10~29人	市 郡 区 別	労働者数			賃金の改定状況						経営の状況						鳥取県最低賃金に関する事項				タクシー運転手の賃金形態		最低賃金の引き上げに向けた支援策があることについて	最低賃金に対する意見					
					常 用 労 働 者	(内 パ ー ト 労 働 者)	派 遣 労 働 者	今年の改定について			改定を行っていないと回答した事業所の今後の改定予定			賃 金 改 定 へ の 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 の 影 響	3年間の改定状況			業 況 へ の 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 の 影 響	今 年 の 上 半 期 の 業 況 (昨 年 の 下 半 期 と 比 較 し て) 上 昇 ・ 変 わ ら な い ・ 下 降	今 年 の 下 半 期 の 業 況 (今 年 の 上 半 期 と 比 較 し て) 上 昇 ・ 変 わ ら な い ・ 下 降	下請事業者への発注について		下請の受注について		地 域 別 最 低 賃 金 が 定 め ら れ て い る こ と に つ い て			上 記 最 低 賃 金 の 金 額 に つ い て	今 年 度 に お け る 改 正 の 必 要 性 に つ い て	適 当 と す る 改 正 金 額 (時 間 額: 円)	基 本 給 の 賃 金 形 態	最 低 保 証 額 の 明 文 化
								改定を行いましたか	改定した時期は	改定状況率又は金額	改定の予定について	改定を行う時期は	改定状況率又は金額		平成29年	平成30年	令和元年				理由	理由	昨年6月以降の単価の変動について	過去5年間の取引条件の改善について								
63	4	宿泊業、飲食サービス業	1	市	4	(1)		はい	5月	賃上げ (無回答)				ある	(無回答)	(無回答)	(無回答)	ある	下降	下降					知っている	知っている	改正する必要はない			知らなかった	・今の物価で普通の生活だと困らない ・世の中無駄遣いが多く食べない物等そのまま投げる人が多い ・経済観念がなまざる	
128	8	道路旅客運送業(の内タクシー業)		市	9	(3)		いいえ				予定していない		ない	改定なし	改定なし	改定なし	ある	下降	下降					知っている	知っている	改正する必要はない	固定給+歩合給	明文化している	知らなかった	営業車の経費、人件費、弱者保障その他が大変です	



# 令和2年度 鳥取県最低賃金に関するアンケート結果(労働者)

鳥取労働局労働基準部賃金室  
R2.7.31

## 性別 (人)

男	22	25%
女	66	74%
無回答	1	1%
合計	89	100%

## 年齢 (人)

10代	1	1%
20代	8	9%
30代	12	13%
40代	22	25%
50代	17	19%
60代	24	27%
70代	4	4%
無回答	1	1%
合計	89	100%

## 家計主体者 (人)

はい	33	37%
いいえ	56	63%
無回答	0	0%
合計	89	100%

## 勤続年数 (人) 月数は切捨て

0年	5	6%
1年	9	10%
2年	6	7%
3年	4	4%
4年	2	2%
5年	5	6%
6年～10年	20	22%
11年～20年	20	22%
21年～30年	8	9%
31年以上	7	8%
無回答	3	3%
合計	89	100%

## 雇用形態 (人)

正規労働者	55	62%
非正規労働者	30	34%
無回答	4	4%
合計	89	100%

## 就業形態 (人)

一般労働者	59	66%
短時間労働者	26	29%
無回答	4	4%
合計	89	100%

## 昨年の6月以降の基本給の改定について (人)

上げがあった	28	31%
下げがあった	0	0%
なかった	46	52%
不明	2	2%
無回答	13	15%
合計	89	100%

## 最低賃金に関する事項

問5 「鳥取県最低賃金」が定められていることについて (人)

知っていた	75	84%
知らなかった	14	16%
無回答	0	0%
合計	89	100%

▼  
定められていることを知っていたと答えた労働者のうち、知った媒体は (複数回答) (人)

テレビ	31	32%
ラジオ	4	4%
新聞	21	22%
市町村広報誌	10	10%
ポスター	8	8%
インターネットHP	13	13%
商工会等の会報誌	5	5%
会合	0	0%
その他	5	5%
合計	97	100%

▼  
「鳥取県最低賃金」の金額について (人)

知っていた	56	75%
知らなかった	19	25%
無回答	0	0%
合計	75	100%

▼  
知っていたと回答した労働者のうち、知った媒体は (複数回答) (人)

テレビ	23	30%
ラジオ	4	5%
新聞	19	25%
市町村広報誌	6	8%
ポスター	4	5%
インターネットHP	11	14%
商工会等の会報誌	5	7%
会合	0	0%
その他	4	5%
合計	76	100%

問6 「鳥取県最低賃金」を改正すべきか

(人)

改正すべき	65	73%
改正する必要はない	16	18%
どちらとも言えない	0	0%
無回答	8	9%
合計	89	100%

問7 改正すべきと答えた労働者が適当と回答した金額

(人)

700円	1	2%
800円	11	17%
820円	5	8%
830円	4	6%
850円	17	26%
900円	11	17%
901円	1	2%
1000円	13	20%
1200円	1	2%
無回答	1	2%
合計	65	100%

【タクシー運転者】

基本給の賃金形態 (人)

固定給のみ	0	0%
固定給 + 歩合給	3	50%
完全歩合給	3	50%
無回答	0	0%
合計	6	100%

最低保証の定め (人)

有	5	83%
無	1	17%
無回答	0	0%
合計	6	100%



令和2年度 鳥取県業最低賃金に関するアンケート結果(労働者)

R2.7.31

整理番号	区分	業種内容	規模 1: 1~9人 2: 10~29人	市郡 区別	あなたについて						賃金に関する事項						歩合給について (タクシー運転者のみ)			最低賃金に関する事項				最低賃金の改定について		最低賃金に関する意見	
					性別	年齢	家計主体 者であるか	勤務 年数	雇用形 態	就業 形態	主な仕事 の内容	賃金の 定め について	所定賃 金額(円)	賃金の 改定に ついて	時給 換算額 約(円)	一日の 所定労働 時間数	6月の 所定労働 日数	基本給 賃金形 態	最低保証 額の定め	最低保証 額(円)	鳥取県最低賃 金が定められて いることにつ いて	鳥取県最低賃 金を知った方法 (知っていた場 合)	鳥取県最低賃 金の金額につ いて	金額を知った方 法 (知っていた場合)	改定の必要 性について		適当と思う 改正金額 (時間額、円)
128	8	道路旅客運送業 (の内タクシー業)		市	男	74	はい	5年6月	正規	一般	タクシー運転手	日給	5,530	なかった	810	6.83時間		完全 歩合給	有	138,000	知っていた	新聞	知っていた	新聞	改正すべき	850円	(無回答)



最低賃金に関するアンケート調査からの比較表

R2.7.31

整理番号	区分	業種内容	使用者		労働者						
			最低賃金に関する事項		あなたに関する事項	あなたの賃金に関する事項				最低賃金に関する事項	
			改定の必要性について	適当と思う改正金額(時間額)		家計主体者であるか	賃金の定めについて	賃金の改定について	基本給の金額(円)	時給換算額(円)	改定の必要性について
1	1	製造業	改正する必要はない		いいえ	月給	(無回答)	128,000	853	改正するべき	900円
2	1	製造業	改正する必要はない		はい	月給	なかった	200,000	1,136	改正する必要はない	
3	1	製造業	改正する必要はない		はい	月給	なかった	163,000	805	(無回答)	
4	1	製造業	改正する必要はない		いいえ	時間給	なかった	1,000	1,000	改正する必要はない	
5	1	製造業	改正する必要はない		いいえ	時間給	なかった	800	800	改正するべき	850円
6	1	製造業	改正する必要はない								
7	1	製造業	改正する必要はない		いいえ	時間給	(無回答)	790	790	改正するべき	800円
8	1	製造業	改正するべき	1000円	はい	月給	なかった	250,000	2,016	改正するべき	800円
9	1	製造業	改正するべき	890円							
10	1	製造業	(無回答)		いいえ	時間給	なかった	800	800	(無回答)	
11	1	製造業	改正する必要はない		いいえ	月給	(無回答)	130,521	820	(無回答)	
12	1	製造業	改正するべき	900円	いいえ	月給	あった(引上げ)	180,000	978	改正するべき	1000円
13	1	製造業	改正するべき	900円	いいえ	月給	不明	165,000	938	改正するべき	800円
14	1	製造業	改正する必要はない		はい	月給	なかった	190,000	1,080	改正するべき	901円
15	1	製造業	改正する必要はない								
16	1	製造業	改正するべき	900円	いいえ	月給	(無回答)	190,000	1,080	改正するべき	850円
17	1	製造業	改正する必要はない		はい	時間給	あった(引上げ)	900	900	改正するべき	850円
18	1	製造業			いいえ	時間給	なかった	900	900	改正するべき	1000円
19	1	製造業	改正する必要はない		はい	時間給	なかった	900	900	改正するべき	1000円
20	1	製造業			はい	時間給	なかった	800	800	改正する必要はない	
21	1	製造業	改正するべき	800円	いいえ	時間給	あった(引上げ)	790	790	改正するべき	無回答
23	1	製造業			いいえ	時間給	あった(引上げ)	820	820	改正する必要はない	
24	1	製造業	改正する必要はない		はい	月給	あった(引上げ)	145,800	872	改正するべき	1000円
25	1	製造業	改正するべき	800円							

整理番号	区分	業種内容	使用者		労働者						
			最低賃金に関する事項		あなたに関する事項	あなたの賃金に関する事項				最低賃金に関する事項	
			改定の必要性について	適当と思う改正金額(時間額)	家計主体者であるか	賃金の定めについて	賃金の改定について	基本給の金額(円)	時給換算額(円)	改定の必要性について	適当と思う改正金額(時間額)
26	1	製造業	改正するべき	800円	いいえ	月給	なかった	195,000	1,116	(無回答)	
27	1	製造業	分からない		いいえ	時間給	なかった	850	850	改正するべき	820円
28	1	製造業	改正する必要はない		はい	月給	あった(引上げ)	137,100	793	改正するべき	850円
29	1	製造業	改正するべき	750円	いいえ	時間給	なかった	790	790	改正する必要はない	
30	1	製造業	改正する必要はない		いいえ	時間給	なかった	800	800	改正するべき	800円
31	2	卸売業、小売業	(無回答)		いいえ	月給	あった(引上げ)	159,000	828	(無回答)	
32	2	卸売業、小売業	改正する必要はない		いいえ	時間給	なかった	900	900	改正するべき	1000円
33	2	卸売業、小売業	改正する必要はない		いいえ	月給	不明	186,000	979	改正するべき	1200円
34	2	卸売業、小売業	改正する必要はない		いいえ	月給	なかった	250,000	1,420	改正するべき	830円
35	2	卸売業、小売業			いいえ	月給	あった(引上げ)	157,500	938	改正するべき	800円
36	2	卸売業、小売業	(無回答)		いいえ	月給	なかった	147,000	792	改正するべき	850円
37	2	卸売業、小売業	改正するべき	850円	いいえ	時間給	なかった	1,100	1,100	改正するべき	800円
38	2	卸売業、小売業	改正する必要はない		いいえ	月給	あった(引上げ)	168,000	875	改正するべき	1000円
39	2	卸売業、小売業	改正する必要はない		はい	月給	(無回答)	205,000	1,068	改正する必要はない	
40	2	卸売業、小売業	改正するべき	850円	はい	月給	なかった	190,000	1,080	改正するべき	900円
41	2	卸売業、小売業	改正する必要はない		いいえ	月給	なかった	260,000	1,387	改正する必要はない	
42	2	卸売業、小売業	改正するべき	850円	いいえ	月給	(無回答)	140,000	795	改正するべき	850円
43	2	卸売業、小売業	改正するべき	800円							
44	2	卸売業、小売業	改正するべき	820円	はい	月給	あった(引上げ)	263,460	1,497	改正するべき	800円
45	2	卸売業、小売業	改正するべき	850円	いいえ	時間給	(無回答)	960	960	改正するべき	900円
46	3	学術研究、専門・技術サービス	改正するべき	800円	はい	月給	あった(引上げ)	233,330	1,309	改正する必要はない	
47	3	学術研究、専門・技術サービス	改正するべき	900円							
48	3	学術研究、専門・技術サービス	改正する必要はない		はい	月給	あった(引上げ)	293,100	1,776	改正するべき	850円
50	3	学術研究、専門・技術サービス	改正するべき	900円	はい	その他	なかった	(無回答)	-	改正するべき	1000円
51	3	学術研究、専門・技術サービス	改正する必要はない		いいえ	月給	あった(引上げ)	127,920	888	改正するべき	850円

整理番号	区分	業種内容	使用者		労働者						
			最低賃金に関する事項		あなたに関する事項	あなたの賃金に関する事項				最低賃金に関する事項	
			改定の必要性について	適当と思う改正金額(時間額)	家計主体者であるか	賃金の定めについて	賃金の改定について	基本給の金額(円)	時給換算額(円)	改定の必要性について	適当と思う改正金額(時間額)
53	3	学術研究、専門・技術サービス	改正する必要はない		はい	月給	(無回答)	220,000	1,250	改正するべき	1000円
54	3	学術研究、専門・技術サービス	改正する必要はない		いいえ	月給	なかった	150,000	938	改正する必要はない	
55	3	学術研究、専門・技術サービス	改正するべき	800円	いいえ	月給	あった(引上げ)	170,000	986	改正するべき	900円
56	3	学術研究、専門・技術サービス	改正するべき	850円	はい	月給	(無回答)	259,000	1,570	改正するべき	900円
58	3	学術研究、専門・技術サービス	改正するべき	850円	いいえ	日給	なかった	7,800	1,114	改正するべき	830円
59	3	学術研究、専門・技術サービス	(無回答)								
60	3	学術研究、専門・技術サービス	(無回答)		いいえ	月給	あった(引上げ)	200,000	1,136	改正する必要はない	
61	4	宿泊業、飲食サービス業	改正する必要はない		いいえ	月給	あった(引上げ)	136,000	810	改正するべき	1000円
63	4	宿泊業、飲食サービス業	改正する必要はない								
64	4	宿泊業、飲食サービス業			いいえ	時間給	なかった	800	800	改正するべき	850円
65	4	宿泊業、飲食サービス業	改正するべき	(無回答)	いいえ	時間給	なかった	800	800	改正するべき	900円
66	4	宿泊業、飲食サービス業	改正する必要はない		いいえ	時間給	あった(引上げ)	790	790	改正する必要はない	
67	4	宿泊業、飲食サービス業	分からない		いいえ	時間給	なかった	850	850	改正するべき	850円
68	4	宿泊業、飲食サービス業	改正する必要はない								
69	4	宿泊業、飲食サービス業	改正するべき	800円	はい	月給	なかった	160,000	909	改正するべき	800円
71	4	宿泊業、飲食サービス業	改正するべき	800円							
74	4	宿泊業、飲食サービス業	改正する必要はない		いいえ	時間給	あった(引上げ)	820	820	改正する必要はない	
76	5	生活関連サービス業、娯楽業	改正する必要はない		いいえ	月給	なかった	160,000	853	改正するべき	800円
77	5	生活関連サービス業、娯楽業	改正するべき	850円	はい	時間給	なかった	810	810	改正するべき	850円
80	5	生活関連サービス業、娯楽業	改正する必要はない		いいえ	月給	(無回答)	180,000	938	改正するべき	830円
81	5	生活関連サービス業、娯楽業	改正する必要はない								
82	5	生活関連サービス業、娯楽業	(無回答)		いいえ	時間給	(無回答)	820	820	改正する必要はない	
83	5	生活関連サービス業、娯楽業	改正するべき	800円							
85	5	生活関連サービス業、娯楽業	改正する必要はない		いいえ	時間給	なかった	800	800	改正するべき	830円
87	5	生活関連サービス業、娯楽業	改正する必要はない		はい	時間給	なかった	850	850	改正するべき	850円

整理番号	区分	業種内容	使用者		労働者						
			最低賃金に関する事項		あなたに関する事項	あなたの賃金に関する事項				最低賃金に関する事項	
			改定の必要性について	適当と思う改正金額(時間額)	家計主体者であるか	賃金の定めについて	賃金の改定について	基本給の金額(円)	時給換算額(円)	改定の必要性について	適当と思う改正金額(時間額)
88	5	生活関連サービス業、娯楽業	改正するべき	820円	いいえ	時間給	なかった	850	850	改正するべき	1000円
90	5	生活関連サービス業、娯楽業	改正する必要はない		いいえ	時間給	あった(引上げ)	850	850	改正するべき	800円
91	6	医療、福祉	改正する必要はない		はい	月給	あった(引上げ)	210,000	1,313	改正する必要はない	
93	6	医療、福祉	改正するべき	850円	いいえ	時間給	あった(引上げ)	1,100	1,100	改正する必要はない	
94	6	医療、福祉			いいえ	時間給	あった(引上げ)	920	920	改正するべき	820円
95	6	医療、福祉			いいえ	月給	なかった	120,500	1,310	改正するべき	900円
96	6	医療、福祉	(無回答)		いいえ	時間給	なかった	925	925	改正するべき	900円
98	6	医療、福祉	改正する必要はない								
100	6	医療、福祉	(無回答)		いいえ	月給	なかった	135,000	818	(無回答)	
101	6	医療、福祉	改正する必要はない		いいえ	時間給	あった(引上げ)	820	820	改正する必要はない	
102	6	医療、福祉	改正する必要はない		いいえ	時間給	あった(引上げ)	790	790	改正するべき	1000円
103	6	医療、福祉	改正する必要はない		はい	月給	なかった	183,000	1,040	改正するべき	1000円
104	6	医療、福祉	改正するべき	800円	いいえ	時間給	なかった	900	900	改正するべき	850円
105	6	医療、福祉	改正するべき	850円	いいえ	月給	あった(引上げ)	138,000	821	改正するべき	820円
106	7	サービス業(他に分類されないもの)	改正する必要はない		はい	月給	なかった	50,000	833	改正するべき	850円
107	7	サービス業(他に分類されないもの)	改正する必要はない								
108	7	サービス業(他に分類されないもの)	改正するべき	900円	はい	月給	あった(引上げ)	195,000	1,108	改正するべき	850円
110	7	サービス業(他に分類されないもの)	改正するべき	600円							
111	7	サービス業(他に分類されないもの)	改正するべき	800円	いいえ	時間給	(無回答)	800	800	改正するべき	700円
112	7	サービス業(他に分類されないもの)	(無回答)		はい	時間給	あった(引上げ)	850	850	(無回答)	
113	7	サービス業(他に分類されないもの)	(無回答)								
114	7	サービス業(他に分類されないもの)	改正するべき	810円	いいえ	月給	なかった	169,490	1,286	改正するべき	1000円
116	7	サービス業(他に分類されないもの)	改正する必要はない		はい	月給	なかった	180,000	-	改正するべき	850円
119	7	サービス業(他に分類されないもの)	(無回答)		はい	時間給	あった(引上げ)	850	850	改正するべき	900円
120	7	サービス業(他に分類されないもの)	改正するべき	800円	いいえ	月給	なかった	171,000	984	改正するべき	820円

整理番号	区分	業種内容	使用者		労働者						
			最低賃金に関する事項		あなたに関する事項	あなたの賃金に関する事項				最低賃金に関する事項	
			改定の必要性について	適当と思う改正金額(時間額)	家計主体者であるか	賃金の定めについて	賃金の改定について	基本給の金額(円)	時給換算額約(円)	改定の必要性について	適当と思う改正金額(時間額)
121	道路旅客運送業(の内タクシー業)	改正する必要はない		はい	その他(歩合給)	なかった	(無回答)	-	改正するべき	900円	
122	道路旅客運送業(の内タクシー業)	改正する必要はない									
123	道路旅客運送業(の内タクシー業)	改正するべき	850円	はい	月給	なかった		-	改正するべき	900円	
126	道路旅客運送業(の内タクシー業)	改正する必要はない		はい	月給	なかった	175,862	1,047	改正するべき	800円	
127	道路旅客運送業(の内タクシー業)	改正する必要はない		はい	その他(歩合給)	なかった		-	改正するべき	820円	
128	道路旅客運送業(の内タクシー業)	改正する必要はない		はい	日給	なかった	5,530	810	改正するべき	850円	
131	道路旅客運送業(の内タクシー業)			はい	時間給	(無回答)	790	790	(無回答)		





毎月勤労統計（全国）所定内給与関係時系列表

区分	常用労働者平均（事業所規模5人以上）						常用労働者平均（事業所規模30人以上）					
	所定内給与			労働時間	労働者		所定内給与			労働時間	労働者	
	所定内給与額	所定内給与指数 平成27年 =100	前年比	所定内労働時間指数 平成27年 =100	常用雇用指数 平成27年 =100	パートタイム労働者比率 (%)	所定内給与額	所定内給与指数 平成27年 =100	前年比	所定内労働時間指数 平成27年 =100	常用雇用指数 平成27年 =100	パートタイム労働者比率 (%)
平成28年	241,532	100.3	0.3	99.6	102.0	30.63	264,852	100.6	0.6	100.0	100.9	25.22
平成29年	242,641	100.8	0.5	99.2	104.7	30.69	266,057	101.2	0.6	99.9	102.3	25.09
平成30年	243,853	101.6	0.8	98.4	105.8	30.88	269,050	101.9	0.7	99.3	102.7	25.09
令和元年	243,514	101.5	0.1	96.2	107.9	31.53	269,012	102.0	0.1	97.1	104.0	25.59
31年1月	239,303	99.8	0.6	90.0	106.9	31.81	265,172	100.6	0.1	91.7	103.2	25.84
31年2月	240,469	100.3	0.1	95.2	106.8	31.89	265,638	100.8	0.2	95.4	103.1	26.02
31年3月	241,945	100.9	0.6	95.8	106.1	31.76	267,664	101.5	0.2	96.7	102.2	25.72
31年4月	245,409	102.3	0.1	99.1	107.4	31.09	271,304	102.9	0.3	99.9	104.1	25.16
元年5月	242,152	101.0	0.6	93.0	107.7	31.14	267,507	101.5	0.1	95.0	104.2	25.24
元年6月	244,843	102.1	0.1	99.0	108.1	31.31	270,424	102.6	0.3	99.5	104.3	25.33
元年7月	244,926	102.1	0.1	100.1	108.4	31.44	269,862	102.3	0.1	101.5	104.4	25.58
元年8月	243,905	101.6	0.1	94.3	108.3	31.47	269,506	102.2	0.2	95.7	104.2	25.53
元年9月	244,455	101.9	0.3	95.7	108.5	31.50	269,998	102.4	0.2	95.9	104.3	25.59
元年10月	245,240	102.2	0.2	97.2	108.7	31.48	270,977	102.8	0.2	98.6	104.4	25.56
元年11月	244,669	102.0	0.0	98.3	109	31.72	270,042	102.4	0.1	99.3	104.6	25.73
元年12月	244,727	102.0	0.3	97.2	109.1	31.79	269,973	102.4	0.2	97.7	104.6	25.81
2年1月	241,672	100.7	0.9	90.9	108.9	31.82	267,407	101.3	0.7	92.7	104.4	25.74
2年2月	242,121	100.9	0.6	93.9	108.8	31.74	267,479	101.4	0.6	94.0	104.2	25.69
2年3月	242,980	101.3	0.4	95.0	108.1	31.61	268,082	101.6	0.1	95.9	103.3	25.69
2年4月	245,586	102.4	0.1	96.5	109	30.54	271,106	102.8	0.1	98.2	105.0	24.64
2年5月	243,232	101.0	0.0	85.9	108.3	30.24	268,674	101.2	0.3	87.1	104.4	24.69

注：「所定内給与」とは、「きまって支給する給与」から「所定外給与（時間外勤務手当等）」を差し引いたもの。各「指数」は平成27年を100としたもの。は-（マイナス）を表す。

資料出所：厚生労働省 毎月勤労統計調査（令和2年5月分結果確報より）

毎月勤労統計（全国）きまって支給する給与関係時系列表

区分	常用労働者平均（事業所規模5人以上）						常用労働者平均（事業所規模30人以上）					
	きまって支給する給与			労働時間	労働者		きまって支給する給与			労働時間	労働者	
	きまって支給する給与額	きまって支給する給与指数 平成27年=100	前年比	総実労働時間指数 平成27年=100	常用雇用指数 平成27年=100	パートタイム労働者比率（%）	きまって支給する給与額	きまって支給する給与指数 平成27年=100	前年比	総実労働時間指数 平成27年=100	常用雇用指数 平成27年=100	パートタイム労働者比率（%）
平成28年	261,194	100.2	0.2	99.5	102.0	30.63	289,899	100.6	0.6	99.9	100.9	25.22
平成29年	262,400	100.7	0.5	99.3	104.7	30.69	290,954	101.0	0.4	99.8	102.3	25.09
平成30年	263,673	101.6	0.9	98.5	105.8	30.88	294,115	101.7	0.7	99.1	102.7	25.09
令和元年	263,176	101.4	0.2	96.3	107.9	31.53	294,029	101.8	0.1	97.1	104.0	25.59
31年1月	258,442	99.6	0.6	90.2	106.9	31.81	289,797	100.3	0.0	91.9	103.2	25.84
31年2月	260,104	100.2	0.2	95.4	106.8	31.89	290,669	100.6	0.3	95.6	103.1	26.02
31年3月	261,963	101.0	0.7	96.1	106.1	31.76	293,086	101.5	0.1	96.9	102.2	25.72
31年4月	265,801	102.4	0.3	99.3	107.4	31.09	297,227	102.9	0.3	100.0	104.1	25.16
元年5月	261,749	100.9	0.4	93.1	107.7	31.14	292,631	101.3	0.1	95.1	104.2	25.24
元年6月	264,328	101.9	0.2	98.8	108.1	31.31	295,447	102.3	0.3	99.1	104.3	25.33
元年7月	264,428	101.8	0.0	99.8	108.4	31.44	294,511	101.9	0.0	100.9	104.4	25.58
元年8月	263,137	101.4	0.2	94.0	108.3	31.47	293,974	101.7	0.1	95.2	104.2	25.53
元年9月	263,433	101.5	0.3	95.7	108.5	31.50	294,000	101.7	0.1	95.8	104.3	25.59
元年10月	265,257	102.2	0.2	97.4	108.7	31.48	296,212	102.6	0.1	98.5	104.4	25.56
元年11月	264,857	102.0	0.2	98.3	109.0	31.72	295,652	102.3	0.4	99.2	104.6	25.73
元年12月	264,498	101.9	0.1	97.2	109.1	31.79	295,078	102.1	0.2	97.5	104.6	25.81
2年1月	260,530	100.3	0.7	90.9	108.9	31.82	291,271	100.7	0.4	92.6	104.4	25.74
2年2月	261,401	100.7	0.5	93.9	108.8	31.74	291,764	100.9	0.3	94.0	104.2	25.69
2年3月	262,179	101.0	0.0	94.9	108.1	31.61	292,233	101.1	0.4	95.6	103.3	25.69
2年4月	263,344	101.5	0.9	95.4	109.0	30.54	293,632	101.7	1.2	96.8	105.0	24.64
2年5月	257,740	98.9	2.0	84.4	108.3	30.24	287,291	98.7	2.6	85.3	104.4	24.69

注：「きまって支給する給与」とは、基本給、諸手当を含み「所定内給与」と「所定外給与」の合計。各「指数」は平成27年を100としたもの。は-（マイナス）を表す。

資料出所：厚生労働省 毎月勤労統計調査（令和2年5月分結果確報より）

毎月勤労統計（鳥取県）所定内給与関係時系列表

区分	常用労働者平均（事業所規模5人以上）							常用労働者平均（事業所規模30人以上）						
	所定内給与				労働時間	労働者		所定内給与				労働時間	労働者	
	所定内給与額	所定内給与指数 平成27年=100	前年比	格差 (全国=100)	所定内労働時間指数 平成27年=100	常用雇用指数 平成27年=100	パートタイム労働者比率 (%)	所定内給与額	所定内給与指数 平成27年=100	前年比	格差 (全国=100)	所定内労働時間指数 平成27年=100	常用雇用指数 平成27年=100	パートタイム労働者比率 (%)
平成28年	222,277	99.8	0.2	92.0	99.1	100.5	21.4	240,986	100.4	0.4	91.0	99.9	99.5	19.0
平成29年	225,471	101.3	1.5	92.9	99.8	101.4	22.1	241,860	100.8	0.4	90.9	100.5	100.6	18.6
平成30年	216,370	97.2	4.0	88.7	97.7	99.1	26.2	233,713	97.4	3.4	86.9	99.5	96.6	22.0
令和元年	210,964	94.8	2.5	86.6	94.2	100.4	27.5	226,231	94.3	3.2	84.1	96.5	100.1	23.0
31年1月	203,750	91.5	5.6	85.1	87.1	101.3	29.2	220,727	92.0	4.0	83.2	89.3	99.5	23.2
31年2月	206,091	92.6	4.3	85.7	92.8	101.3	28.7	222,978	92.9	3.1	83.9	94.6	99.3	23.6
31年3月	207,008	93.0	5.1	85.6	93.6	99.8	28.1	224,902	93.7	3.1	84.0	96.5	99.0	23.5
31年4月	211,104	94.8	4.4	86.0	96.9	100.4	27.7	228,205	95.1	2.5	84.1	99.5	100.1	23.0
元年5月	209,724	94.2	4.5	86.6	90.5	100.5	27.7	226,662	94.4	3.1	84.7	94.4	100.2	22.8
元年6月	210,836	94.7	4.2	86.1	95.9	100.5	27.7	228,608	95.3	2.9	84.5	99.0	100.3	22.9
元年7月	214,520	96.4	0.9	87.6	99.0	100.5	27.0	227,434	94.8	3.3	84.3	100.6	100.6	22.9
元年8月	212,778	95.6	0.2	87.2	91.1	100.2	26.7	226,599	94.4	3.6	84.1	93.0	100.5	22.9
元年9月	212,579	95.5	0.8	87.0	94.4	100.0	26.6	225,469	93.9	3.6	83.5	95.8	100.1	22.5
元年10月	213,931	96.1	0.9	87.2	96.5	100.0	27.0	226,769	94.5	3.5	83.7	98.8	100.2	22.8
元年11月	214,768	96.5	0.6	87.8	96.9	99.7	26.9	228,268	95.1	3.2	84.5	99.0	100.3	22.8
元年12月	214,656	96.4	0.2	87.7	95.9	100.1	27.2	228,094	95.0	2.7	84.5	97.8	100.6	23.2
2年1月	212,460	95.4	4.3	87.9	89.4	100.0	26.5	226,683	94.4	2.6	84.8	90.8	100.8	22.4
2年2月	211,947	95.2	2.8	87.5	92.6	100.6	26.7	225,966	94.2	1.4	84.5	94.0	100.8	22.1
2年3月	213,122	95.7	2.9	87.7	94.4	99.7	26.6	229,977	95.8	2.2	85.8	97.0	100.1	22.1
2年4月	214,417	96.3	1.6	87.3	95.8	100.7	26.9	232,026	96.7	1.7	85.6	99.3	101.6	21.4
2年5月	210,130	94.4	0.2	86.4	85.4	100.1	26.1	226,657	94.4	0.0	84.4	88.1	101.4	21.2

注：「所定内給与」とは、「きまって支給する給与」から「所定外給与（時間外勤務手当等）」を差し引いたもの。各「指数」は平成27年を100としたもの。 - (マイナス)を表す。

資料出所：鳥取県地域振興部統計課 毎月勤労統計調査地方調査月報（令和2年5月分より）

毎月勤労統計（鳥取県）きまって支給する給与関係時系列表

区分	常用労働者平均（事業所規模 5人以上）							常用労働者平均（事業所規模 30人以上）						
	きまって支給する給与				労働時間	労働者		きまって支給する給与				労働時間	労働者	
	きまって支給する給与額	きまって支給する給与指数 平成27年=100	前年比	格差 (全国=100)	総実労働時間指数 平成27年=100	常用雇用指数 平成27年=100	パートタイム労働者比率 (%)	きまって支給する給与額	きまって支給する給与指数 平成27年=100	前年比	格差 (全国=100)	総実労働時間指数 平成27年=100	常用雇用指数 平成27年=100	パートタイム労働者比率 (%)
平成 28 年	236,719	100.2	0.2	90.6	99.1	100.5	21.4	259,368	100.9	0.9	89.5	100.2	99.5	19.0
平成 29 年	239,962	101.5	1.3	91.4	99.9	101.4	22.1	260,374	101.3	0.4	89.5	100.6	100.6	18.6
平成 30 年	229,840	97.2	4.2	87.2	98.5	99.1	26.2	251,115	97.7	3.6	85.4	101.1	96.6	22.0
令和元年	225,040	95.2	2.1	85.5	95.0	100.4	27.5	244,319	95.1	2.7	83.1	98.1	100.1	23.0
31年 1月	217,534	92.0	5.4	84.2	88.1	101.3	29.2	238,971	93.0	3.6	82.5	91.5	99.5	23.2
31年 2月	219,952	93.0	3.8	84.6	93.6	101.3	28.7	241,115	93.8	2.7	83.0	96.3	99.3	23.6
31年 3月	220,780	93.4	5.5	84.3	94.5	99.8	28.1	242,665	94.4	2.8	82.8	98.2	99.0	23.5
31年 4月	225,452	95.4	4.0	84.8	98.0	100.4	27.7	246,631	96.0	1.8	83.0	101.7	100.1	23.0
31年 5月	225,014	95.2	3.3	86.0	91.8	100.5	27.7	246,789	96.0	1.5	84.3	96.6	100.2	22.8
元年 6月	224,522	95.0	3.7	84.9	96.9	100.5	27.7	246,011	95.7	2.6	83.3	100.5	100.3	22.9
元年 7月	228,350	96.6	1.3	86.4	99.5	100.5	27.0	244,631	95.2	2.9	83.1	101.8	100.6	22.9
元年 8月	226,237	95.7	0.2	86.0	91.5	100.2	26.7	243,698	94.8	3.6	82.9	94.1	100.5	22.9
元年 9月	226,299	95.7	0.3	85.9	94.8	100.0	26.6	242,572	94.4	3.2	82.5	96.8	100.1	22.5
元年 10月	227,931	96.4	0.4	85.9	97.1	100.0	27.0	244,387	95.1	3.1	82.5	100.0	100.2	22.8
元年 11月	229,741	97.2	0.1	86.7	97.5	99.7	26.9	247,362	96.2	2.5	83.7	100.5	100.3	22.8
元年 12月	228,861	96.8	0.2	86.5	96.5	100.1	27.2	246,942	96.1	2.0	83.7	99.3	100.6	23.2
2年 1月	225,939	95.6	3.9	86.7	89.8	100.0	26.5	244,468	95.1	2.3	83.9	91.9	100.8	22.4
2年 2月	225,113	95.2	2.4	86.1	92.8	100.6	26.7	243,389	94.7	1.0	83.4	94.5	100.8	22.1
2年 3月	226,213	95.7	2.5	86.3	94.2	99.7	26.6	246,877	96.0	1.7	84.5	97.1	100.1	22.1
2年 4月	227,003	96.0	0.6	86.2	95.2	100.7	26.4	248,493	96.7	0.7	84.6	99.0	101.6	21.4
2年 5月	221,320	93.6	1.7	85.9	84.5	100.1	26.1	249,697	93.7	2.4	86.9	87.4	101.4	21.2

注：「きまって支給する給与」とは、基本給、諸手当を含み「所定内給与」と「所定外給与」の合計。各「指数」は平成27年を100としたもの。は - (マイナス)を表す。

資料出所：鳥取県地域振興部統計課 毎月勤労統計調査地方調査月報（令和2年5月分より）

鳥取県の経済動向（資料出所：鳥取県地域振興部統計課）

公表時期	基調判断	消費	投資	生産	雇用
令和2年2月	弱い動きとなっている	消費増税の影響も残り、低調な動き	持ち直しの動きに足踏みが見られる	持ち直しの動きに足踏みが見られる	一部に減速感が見られるものの、引き続き改善している
令和2年3月	弱い動きとなっている	暖冬の影響もあり、低調な動き	持ち直しの動きに足踏みが見られる	持ち直しの動きに足踏みが見られる	改善の動きに減速感が見られる
令和2年4月	弱い動きが続き、不透明感が広がる	引き続き低調な動き	一部に弱めの動きが見られる	足踏みが続き、不透明感が広がる	改善の動きに減速感が見られる
令和2年5月	弱い動きが続き、先行きは厳しい	引き続き低調な動き	一部に弱めの動きが見られる	足踏みが続き、先行きは厳しい	改善の動きに減速感が見られる
令和2年6月	厳しさを増している	一段と弱い動きとなっている	一部に弱めの動きが見られる	足踏みが続き、先行きは厳しい	弱めの動きが見られる
令和2年7月	一段と厳しさを増している	弱い動きが続いている	一部に弱めの動きが見られる	大幅に下振れ、弱い動き	弱めの動きが見られる
令和2年8月	厳しい状況が続いている	下げ止まりの動きが見られる	弱めの動きが続いている	弱い動きが続いている	弱めの動きが見られる

鳥取県内の経済情勢（資料出所：財務省中国財務局鳥取財務事務所）

公表時期	総論	個人消費	設備投資	生産活動	企業収益	企業の景況感	雇用情勢
令和2年1月	緩やかに持ち直している	一部に弱さがみられるものの、持ち直しつつある	元年度は前年度を上回る見込み	一部に弱さがみられるものの、緩やかに持ち直しつつある	元年度は増益見込み	「下降」超に転じる	着実に改善しており、人手不足感が継続している
令和2年4月	新型コロナウイルス感染症の影響により、経済活動が抑制され、足下で下押しされており、厳しい状況にある	新型コロナウイルス感染症の影響により、足下、弱含んでいる	元年度は前年度を上回る見込み	弱い動きとなっている	元年度は減益見込み	「下降」超幅が拡大	改善してきたが、足下、新型コロナウイルス感染症の影響がみられる